

アディーレ未来創造基金 社会的マイノリティ支援助成 募集要項

2025年2月吉日

公益財団法人公益推進協会

目的

社会的弱者や社会的マイノリティ（高齢者、障がい者、低所得者、シングルマザー・ファーザー、ホームレス、LGBTQなど）の生活向上と自立支援を図るためのプロジェクトを支援します。これらのグループが直面する多様な課題に対して、具体的な解決策を提供するプロジェクトを資金面でサポートし、社会全体の包容力と公平性を高めることを目指します。

助成額

※補助率等の制限はありません。

1件あたり50万円以内

助成件数

若干数

募集期間

2025年2月17日(月)～2025年3月7日(金)17時まで

助成対象

- 助成対象団体 以下の要件を全て満たしていること
 - 非営利団体（NPO、NGO、公益法人など）、社会福祉法人、地域コミュニティ団体、その他社会的弱者や社会的マイノリティの支援を目的とする法人・団体（法人格不問）
 - 応募時点で団体設立1年以上経過していること
- 助成対象事業
社会的弱者や社会的マイノリティ（高齢者、障がい者、低所得者、シングルマザー・ファーザー、ホームレス、LGBTQなど）の生活向上と自立支援を図るための支援事業及び上記目的を達成するための事業
- 助成対象期間 2025年4月1日～2026年3月31日
- 対象経費 助成金の用途は、申請する事業活動に伴う経費です。
単価が5万円を超える経費には見積書の写しが必要です。

応募方法

Email info@kosuikyo.com 宛に下記必要書類を応募期日までに提出してください。

メールの件名は【アディーレ未来創造基金-申請（団体名）】としてください。

■必要書類

- 応募用紙 ※当財団のHP (<https://kosuikyo.com/>) からダウンロードしてください。
- 定款または会則 ※法人格のない団体は、役員名簿を添付してください。
- 前年度（2023年）の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書
- 本年度（2024年）の予算書と事業計画書
- 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須
- 企画書、活動状況のわかる資料（チラシ、画像資料など）【提出は任意】

※③④の書類は団体で承認済の最新版を提出してください。設立後間もない団体で、③前年度の決算書と事

業報告書がない団体は、設立経緯やこれまでの活動についてA4・1枚にまとめた資料を提出してください。

□選考及び結果通知

(1) 選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

(2) 結果通知

2025年3月下旬を目途に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・ホームページ・SNS等）に、「公益財団法人公益推進協会 アディーレ未来創造基金による助成事業」であることを明記してください。
- ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類をGoogleフォームにて提出してください。
 - ① 助成事業報告書（指定書式）
 - ② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 募集要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

応募・助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 アディーレ未来創造基金担当

E-mail: info@kosuikyo.com ※件名は【問合せ】アディーレ未来創造基金（団体名）としてください

